

議案第72号

東近江市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

東近江市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月27日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市手数料条例の一部を改正する条例

東近江市手数料条例(平成17年東近江市条例第71号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 税務関係手数料 別表第2に定める額

第5条第2項中「別表第5第1項及び第2項から第11項まで」を「別表第5の1の項から11の項まで」に改める。

第7条第8号を同条第9号とし、同条第7号中「別表第5第1項及び第2項から第11項まで」を「別表第5の1の項から11の項まで」に、「同表第1項、第4項、第7項及び第9項」を「同表1の項、4の項、7の項及び9の項」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第97条の2第1項に規定する現に軽自動車税種別割の滞納がないことを証するに足る書面の交付に係る別表第2の2の項の手数料

附則第3項を削る。

別表第1の9の項中「第11条第1項」を「第11条の2第1項」に改め、同表12の項手数料の額の欄を次のように改める。

1 通につき	300円
--------	------

別表第1の16の項中「(昭和26年法律第185号)」を削り、同表18の項から27の項まで及び備考を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

手数料を徴収する事項		手数料の額	
1	課税に関する証明書（非課税に関する証明書及び所得に関する証明書を含む。）の交付	1 件につき	多機能端末機による交付 200円
			窓口における交付 300円
2	納税に関する証明書の交付	1 件につき	300円
3	固定資産課税台帳登録事項に関する証明書の交付	1 件につき	300円
4	営業に関する証明書の交付	1 件につき	300円

5	租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	1件につき	1,300円
6	固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の写しの交付	1枚につき	100円
7	土地に関する図面の写しの交付	1枚につき	300円
8	その他の諸証明書の交付	1件につき	300円
備考 証明書の交付については、1納税義務者に係る1税目について1年度分をもって1件とする。この場合において、個人の市民税並びにこれと併せて賦課徴収する県民税及び森林環境税又は固定資産税及びこれと併せて賦課徴収する都市計画税については、それぞれ1税目とみなす。			

別表第5の50の5の項中「第137条の12第6項又は第7項」を「第137条の12第11項又は第12項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正規定、第7条第7号の改正規定（同号を同条第8号とする部分を除く。）、附則第3項を削る改正規定、別表第1の9の項の改正規定及び別表第5の50の5の項の改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

自治体情報システムの標準化・共通化に伴い、証明の交付に係る事項を改めたく、本議案を提出するものである。